生駒市条例第31号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月16日

生駒市長 山下 真

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例(平成23年9月生駒市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表及び別表第2の2の表を次のように改める。

1 たけまるホール (大ホール)

		9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	9:00~22:00
全体使 用(楽 屋1・2 を除く。)	音響及び 照明の操 作必要	25,300 円	42,100 円	42,100 円	87,600 円
	音響及び 照明の操 作不要	18,900 円	31,500 円	31,500 円	65,500 円

		9:00~	12:00~	14:30~	17:00~	19:30~	9:00~
		12:00	14:30	17:00	19:30	22:00	22:00
舞台のみの使用	音響及び 照明の操 作必要	6,300 円	5,300 円	5,300 円	5,300 円	5,300 円	22,000 円
	音響及び 照明の操 作不要	4,700 円	3,900 円	3,900 円	3,900 円	3,900 円	16,200 円
ホワイエのみの使用		2,200 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	9,400 円
楽屋1・2 1室につき		300 円	200 円	200 円	200 円	200 円	1,100 円

2 たけまるホール (小ホール等)

	9:00~	12:00~	14:30~	17:00~	19:30~	9:00~
	12:00	14:30	17:00	19:30	22:00	22:00
小ホー全体使用	2,800 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円	2,400 円	12,400

							円
ル	客席のみ の使用	2,200 円	1,900円	1,900 円	1,900円	1,900円	9,800 円
研修室1		900 円	800 円	800 円	800 円	800 円	4,100 円
研修室2		900 円	700 円	700 円	700 円	700 円	3,700 円
研修室3(美術室)		1,800 円	1,500 円	1,500円	1,500 円	1,500 円	7,800 円
研修室4		800 円	700 円	700 円	700 円	700 円	3,600 円
研修室5		600 円	500 円	500 円	500 円	500 円	2,600 円
研修室6		1,700 円	1,400 円	1,400 円	1,400 円	1,400 円	7,300 円
多目的室		1,100 円	900 円	900 円	900 円	900 円	4,700 円
和室A		400 円	2,000 円				
和室B·C 1室につき		600円	500 円	500 円	500 円	500 円	2,600 円

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月7日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市生涯学習施設条例別表第2の1の表及び別表第2の2の表の 規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の 使用に係る料金については、なお従前の例による。